

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月三十日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

10 中学校、高等学校及び特別支援学校（奈良県立高等養護学校に限る。）の夏期休業日は、令和三年度に限り、第十条第一項第三号の規定にかかわらず、七月二十一日から九月十二日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。